

## 処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項 : 第 14 条

処 分 の 概 要 : 探偵業者に対する指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め :

処 分 基 準 : 別紙のとおり

問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）

備 考 :

## 処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日 作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律

根 抱 条 項 : 第 15 条第 1 項

処 分 の 概 要 : 探偵業の停止命令

原権者（委任先） : 奈良県公安委員会

法 令 の 定 め :

処 分 基 準 : 別紙のとおり

問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）

備 考 :